

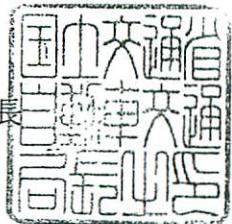


国自環第249号の3

平成19年3月9日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長殿

国土交通省自動車交通局長



自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目について
(依命通達)

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係自動車検査機関に対して通達したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いします。

自動車の排出ガス低減性能向上させる改造の認定実施細目

目次

- 第1 認定申請
- 第2 変更届出
- 第3 変更承認
- 第4 低減性能向上改造証明書
- 第5 進達
- 第6 標準処理期間
- 第8 雜則

自動車の排出ガス低減性能向上させる改造の認定については、自動車の排出ガス低減性能向上させる改造の認定実施要領（平成19年国土交通省告示第131号。以下「実施要領」という。）によるほか、下記のとおり取り扱うものとする。

第1 認定の申請（実施要領第4条関係）

- 1 実施要領第3条の認定を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する地方運輸局長を経由し、国土交通大臣に対し第1号様式による低減性能向上改造認定申請書を提出すること。
- 2 実施要領第4条第1項第5号の規定により申請書に記載する改造後排出ガス諸元値は、次項第1号に掲げる排出ガス試験結果証明書に記載された排出ガス値（当該排出ガス試験結果証明書に代えて、同項第2号aに掲げる耐久性能証明書を提出する場合にあっては、当該耐久性能証明書に記載された走行後推定値）を下回るものであってはならない。
- 3 実施要領第4条第2項第2号の書面は、改造後の自動車に係る次の各号のいずれかの書面とする。
 - (1) 低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号。以下「低排認定告示」という。）第3条に規定する物質の排出量について同告示第4条に規定する試験方法により測定した値に関する排出ガス試験結果証明書であって、国若しくは地方公共団体の付属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人（低排認定告示第4条に規定する試験の用に供する設備を有するものに限る。以下「公的試験機関」という。）が発行するもの（改造部分に関する写真等が添付されているものに限る。）

第3条に規定する物質の排出量について同告示第4条に規定する試験方法により測定した値に関する排出ガス試験結果証明書であって、国若しくは地方公共団体の付属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人（低排認定告示第4条に規定する試験の用に供する設備を有するものに限る。以下「公的試験機関」という。）が発行するもの（改造部分に関する写真等が添付されているものに限る。）
 - (2) 自動車型式認証実施要領又は低排出ガス車認定実施要領の細部取扱の規定により、固定劣化補正值をもって長距離走行に代える場合にあっては、次に掲げる書面
 - a 第2号様式による排出ガス耐久性能証明書
 - b 固定劣化補正值により長距離走行後における排出ガス推定値を算出するための初期値（以下単に「初期値」という。）を測定した排出ガス試験結果証明書であって公的試験機関が発行するもの（改造部分に関する写真等が添付されているものに限る。）
- 4 前項第2号aの排出ガス耐久性能証明書は、別添「排出ガス耐久性能証明書記載要領」に定めるところにより記載すること。

- 5 公的試験機関以外が所有する試験設備であって、当該試験に用いるものとして適切であると公的試験機関が判断したものについては、当該試験設備を用い公的試験機関が行った試験の結果は公的試験機関が測定したものとして取り扱うものとする。
- 6 第3項第1号及び第2号bの書面については、公的試験機関が発行する原本を提示することにより、原本に代えて写しを添付することができる。
- 7 第1項の申請書及び実施要領第4条第2項各号の書面の提出部数は、それぞれ正1部、副2部とする。

第2 変更届出（実施要領第8条関係）

- 1 実施要領第8条の届出をしようとする者は、その者の住所地を管轄する地方運輸局長を経由し、国土交通大臣に対して第3号様式による排ガス低減性能向上改造変更届出書を提出すること。
- 2 前項の届出書（実施要領第8条第1項の表第3号に係るものを除く。）には、当該変更箇所に係る新旧対照表その他当該変更に関する資料を添付すること。
- 3 第1項の届出書及び前項の添付資料の提出部数は、それぞれ正1部、副2部とする。

第3 変更承認（実施要領第9条関係）

- 1 実施要領第9条第1項の変更の承認を申請しようとする者は、その者の住所地を管轄する地方運輸局長を経由し、国土交通大臣に対して第4号様式による排ガス低減性能向上改造変更承認申請書を提出すること。
- 2 前項の申請書には、実施要領第9条第2項に規定する書面のほか、当該変更箇所に係る新旧対照表その他当該変更に関する資料を添付すること。
- 3 第1項の申請書、前項の添付資料及び実施要領第9条第2項の書面の提出部数は、それぞれ正1部、副2部とする。

第4 低減性能向上改造証明書（実施要領第10条関係）

- 1 認定改造者は、第5号様式による低減性能向上改造証明書の様式を作成し、かつ、同様式中※印の項目について記載し、当該低減性能向上改造を行う者に対し交付すること。
- 2 認定を受けた改造を行った者は、前項の規定により認定改造者より交付された様式に、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先を記載し、押印したものを当該自動車の使用者に対し交付すること。
- 3 第1項の低減性能向上改造証明書には、改造後の装置の外観図、当該低減性能向上改造に係る第1第3項第1号又は第2号bに掲げる排出ガス試験結果証明書の写しその他の改造の内容を明らかにする書面を添付すること。また、当該外観図等には、予備検査、新規検査等において、改造を行った箇所が装置外観等から容易に判断できるように、装置の型式等を記載すること。

第5 進達（実施要領第11条関係）

- 1 地方運輸局長は、実施要領第4条の規定による認定の申請又は実施要領第9条の規定による変更承認の申請があったときは、次に掲げる事項を確認したうえ、国土交通大臣に進達すること。

- (1) 実施要領第4条第1項（同要領第9条第2項において引用する場合を含む。）及びこの通達に定めるところにより、申請書が適切に作成されていること。
 - (2) 実施要領第4条第2項（同要領第9条第2項において引用する場合を含む。）に掲げる書面が添付されていること。
 - (3) 申請が実施要領第5条の基準に適合していること。
- 2 地方運輸局長は、実施要領第8条の規定による届出があったときは、国土交通大臣に進達すること。

第6 標準処理期間

実施要領第3条又は第9条の申請に係る標準処理期間は1ヶ月とする。

第7 雜則

- 1 申請書、届出書その他国土交通大臣に提出する書面には、押印することに代えて、申請、届出等（以下「申請等」という。）をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 2 外国人又は外国法人が申請等をする場合には、申請書等に参考として英語訳を併記することができる。この場合において、様式備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

別添

排出ガス耐久性能証明書記載要領

排出ガス耐久性能証明書（第2号様式）は、公的試験機関が発行した排出ガス試験結果証明書に基づき、申請者が作成すること。記載方法は、以下に定めるもののほか、自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日自審第1252号の4）に定める「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証の記載要領」に準ずる。

(ア) 申請者の氏名又は名称

実施要領第3条の認定を受けようとする者の氏名又は名称を記載する。

(イ) 住所

実施要領第3条の認定を受けようとする者の住所を記載する。

(ウ) 申請自動車の改造前の車名・型式

実施要領第3条の認定を受けようとする自動車の改造前の車名及び型式を記載する。

(エ) 初期値に係る排出ガス試験結果証明書

初期値に係る排出ガス試験結果証明書を発行した公的試験機関の名称及び当該排出ガス試験結果証明書の番号を記載する。

(オ) 初期値（B）

(エ)の排出ガス試験結果証明書に基づき、初期値を記載する。

(カ) 低排出ガス車認定基準への適合性

走行後推定値が、低排認定告示に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

第1号様式（認定申請書）（第1関係）

低減性能向上改造認定及び低排出ガス車認定申請書			
国土交通大臣 殿			
年 月 日			
申請者の氏名 又は名称			
印			
住 所			
改造を行う対象自動車の車名・型式			
改造を行う対象自動車の種類			
改造を行う原動機又は燃料装置の名称			
燃 料 の 種 別	改造前		改造後
	CO	NMHC	NOx
改造を行う対象自動車の改造前 排出ガス諸元値 (g/km 又は g/kWh)			PM
改造により達成しようとする改造後 排出ガス諸元値 (g/km 又は g/kWh)	CO	NMHC	NOx
改造を実施する工場の名称及び所在地			
改造を行う者の氏名又は名称及び住所			
申請する低排出ガス車認定の基準名			
備 考			

（日本工業規格 A列4番）

備考

- 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 「改造を行う対象自動車の種類」とは、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号）第4条第1号の表上欄に掲げる自動車の種類をいう。
- 低減性能向上改造を実施する工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

第2号様式（排出ガス耐久性能証明書）（第1関係）

排出ガス耐久性能証明書																																																																	
年　月　日																																																																	
申請者の氏名 又は名称　印																																																																	
住　所																																																																	
<p>認定を申請する自動車について、以下のとおり実施要領第4条第2項第4号の「点検及び整備に係る実施要領」に基づき対象自動車の点検及び整備を行うことにより、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号）第4条第1号の表上欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる耐久走行距離に達するまでの間、第1号様式に記載する改造後排出ガス諸元値と同等以上の排出ガス性能を保持できるものであることを証明する。</p>																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請自動車の改造前の車名・型式</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">初期値に係る排出ガス試験結果証明書</td> <td colspan="2">公的試験機関の名称</td> <td colspan="2">成績書番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改造後自動車の排出ガスに係る構造・装置</td> <td>一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>原動機等の主な仕様</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐久性能値</td> <td>排出ガスの成分</td> <td>CO</td> <td>NMHC</td> <td>NOx</td> <td>PM</td> </tr> <tr> <td>劣化補正值(A_A)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期値(B)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行後推定値(C)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">低排出ガス車認定基準への適合性</td> </tr> <tr> <td colspan="6">備考</td> </tr> </table>						申請自動車の改造前の車名・型式						初期値に係る排出ガス試験結果証明書		公的試験機関の名称		成績書番号						改造後自動車の排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品					原動機等の主な仕様					耐久性能値	排出ガスの成分	CO	NMHC	NOx	PM	劣化補正值(A _A)					初期値(B)					走行後推定値(C)					低排出ガス車認定基準への適合性						備考					
申請自動車の改造前の車名・型式																																																																	
初期値に係る排出ガス試験結果証明書		公的試験機関の名称		成績書番号																																																													
改造後自動車の排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品																																																																
	原動機等の主な仕様																																																																
耐久性能値	排出ガスの成分	CO	NMHC	NOx	PM																																																												
	劣化補正值(A _A)																																																																
	初期値(B)																																																																
	走行後推定値(C)																																																																
低排出ガス車認定基準への適合性																																																																	
備考																																																																	

(日本工業規格 A列4番)

備考

- 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、道路運送車両法第41条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。

第3号様式（変更届出書）（第2関係）

排ガス低減性能向上改造変更届出書	
国土交通大臣 殿	
年 月 日	
申請者の氏名 又は名称	印
住 所	
低減性能向上改造認定番号	
変更事項及び変更事由	
変 更 年 月 日	
備 考	

(日本工業規格 A列4番)

備考 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第4号様式（変更承認申請書）（第3関係）

排ガス低減性能向上改造変更承認申請書	
國土交通大臣 殿	
年 月 日	
申請者の氏名 又は名称	印
住 所	
低減性能向上改造認定番号	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

(日本工業規格 A列4番)

備考 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第5号様式（低減性能向上改造証明書）（第4関係）

低減性能向上改造証明書			
交付日 年 月 日 交付番号			
認定改造者の氏名又は名称※			
低減性能向上改造認定番号※			
低減性能向上改造を行う対象自動車の車名・型式※			
低減性能向上改造を行う対象自動車の種類※			
低減性能向上改造を行う原動機又は燃料装置の名称※			
燃 料 の 種 別 ※	改造前		改造後
低減性能向上改造後排出ガス諸元値 ※	NOx	PM	CO
	モード (g/km又はg/kWh)	モード (g/km又はg/kWh)	モード (g/km又はg/kWh)
改造により達成する低排出ガス車認定の基準名※			
次の自動車に、上記の低減性能向上改造を行ったことを証明する。			
車名及び型式			
車台番号			
この証明書及び添付書面は、新規検査又は予備検査において必要となりますので、大切に保管してください。			
低減性能向上改造を行った者	印		
住 所			
連絡先			

(日本工業規格 A列4番)

備考 低減性能向上改造を行った自動車の所有者は、この証明書及び併せて交付された添付書類を新規検査又は予備検査の際に提出すること。

別紙
国自環第249号
平成19年3月9日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 } 殿（単名各通）

自動車交通局長

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目について
(依命通達)

「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成19年2月15日国土交通省告示第131号）が告示されたことにより、今後、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成11年運輸省告示第600号）による認定を受けるために行う自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造について、同要領に基づき認定を行うこととされた。

については、同要領の細部取扱いについて、別添のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、別紙のとおり、関係団体等に、その旨を通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

別 紙

国自環第249号の2

平成19年3月9日

独立行政法人交通安全環境研究所理事長
自動車検査独立行政法人理事長
軽自動車検査協会理事長
財団法人日本自動車輸送技術協会会长
財団法人日本車両検査協会理事長
財団法人日本自動車研究所理事長

} 殿（単名各通）

国土交通省自動車交通局長

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目について
(依命通達)

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係団体に対して通達したので了知願います。